

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「資格確認申請書」という。）に、次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、令和6年1月10日（水）までに通知する。

(1) 契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式は任意）

5 入札書の提出場所等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和6年1月5日（金）午後4時30分 福島県立小野高等学校  
なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和6年1月15日（月）午前10時00分 福島県立小野高等学校 視聴覚室  
なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和6年1月15日（月）午前10時00分 福島県立小野高等学校 視聴覚室

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）に指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
  - イ 委任状（第7号様式）・・・代理人が出席し入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した額を契約額とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に入札書に相当する金額を記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。  
(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)
  - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。  
(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第2号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の（2）で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。なお、それでも落札者が決定しない場合は、随意契約に係る見積合わせを行うものとする。
- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の（5）～（7）に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立小野高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県立小野高等学校に令和5年12月26日（火）までに説明を求めることができる。  
県は、福島県立小野高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるとときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。  
なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書等において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもつて入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に、100分の110を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 契約書等の作成

- (1) 業務委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、令和6年1月19日（金）までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

### 16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

### 18 当該調達契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じである。

別記1

## 福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
  - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(11)まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)から(18)まで (略)

2

第1号様式

(ファクシミリ送信又は電子メール送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県立小野高等学校長

(ファクシミリ 0247-72-6211)

(電子メール ono.h@pref.fukushima.lg.jp)

入札参加者住所

商号又は名称

代表者職・氏名

(代表者印省略)

担当者職・氏名

電話番号( - - - )

ファクシミリ( - - - )

案 件 名	小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務委託
質 問 事 項	

第2号様式（福島県立小野高等学校ホームページに掲載）

## 入札説明書等に関する回答書

令和　年　月　日

福島県立小野等学校長

案 件 名	小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務委託
質 問 事 項	
回 答 事 項	

## 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫 様

(〒 - - - )

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( - - - )

F A X 番 号 ( - - - )

(作成担当者職・氏名)

令和5年12月22日付けで公告のありました委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 参加希望業務 小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務

2 過去2年間の官公署等との契約実績 (契約相手及び業務名を記載、契約書の写添付)

○

○

3 福島県との契約にかかる参加資格制限の措置の有無について

有・無 (いずれか○をつける)

4 福島県内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

(1) 名 称 :

(2) 住 所 :

(3) 電 話 番 号 :

(4) F A X 番 号 :

(第3号様式と共に提出する書類の作成例・様式は任意)

## 確 約 書

令和 年 月 日

福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

福島県立小野高等学校が発注する「小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務委託契約」について、契約締結の際は、契約どおり確實に履行することを約します。

(参考様式ですので、適宜修正していただいて結構です。)

第4号様式（本書の提出は不要です）

## 条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

案 件 名	小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務委託	
本公告に係る 入札参加資格 の有無		有
無		
入札参加資格 がないと認め た理由		

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

## 入札書（見積書）

金額 (税抜)	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名 小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務

実施場所 福島県田村郡小野町大字小野新町字馬番60-1

履行期限 令和6年2月26日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和6年1月15日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫 様

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
- 2 金額の文字の頭に、￥を付すこと。
- 3 再度入札（見積）の場合は、入札書（見積書）の前に「再」と記入すること。
- 4 押印を省略する場合には ※ に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

第7号様式（代理人が出席する場合に必要）

## 委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和6年1月15日に執行される「小野高等学校隣地境界付近立木伐採業務委託契約」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和6年1月15日

福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所  
氏 名

印

※ (押印省略可)

# 委託契約書(案)

委託名 小野高等学校隣地境界立木伐採業務委託  
委託場所 福島県田村郡小野町大字小野新町字馬番60-1  
契約金額 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
契約期間 令和6年1月 日から令和6年2月26日まで  
契約保証金 免除(福島県財務規則第229条第1項第4号適用)

上記委託業務について、委託者「福島県」(以下「甲」という。)と受託者「  」(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

## (委託業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督の基に別添立木伐採仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

## (委託者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって委託業務を実施しなければならない。

## (誠実履行の原則)

第3条 乙は業務を履行するのに際し甲の指示に従うとともに、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

## (契約金額の支払い)

第4条 代金の支払いは第5条の全業務終了後に、第6条の確認の結果、適正に履行されていると認められたときは、乙は甲に対して請求書を提出できるものとする。

甲は適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

## (伐採業務の実施)

第5条 甲は、仕様書に定めるほか立木伐採業務内容を乙に指示し、乙は仕様書及び甲の指示する方法により業務を実施しなければならない。

## (履行の確認)

第6条 乙は、伐採業務を完了したときは、写真を添付した完了報告書より甲に報告し、確認を受けなければならない。

## (甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- 二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 乙が契約に違反したとき。
- 四 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

- 五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合  
二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合  
2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。  
一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人  
二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人  
三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等  
3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

- 第9条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。  
二 公正取引委員会が乙に違反があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。  
三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。  
2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（履行期限の延長及び遅延利息）

- 第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託事務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。  
2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

1 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対しその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（代表者の変更）

第11条 乙は、この契約期間中に代表者の変更があったときは、甲に代表者の変更届を提出しなければならない。

（契約以外の事項）

第12条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（紛争の解決方法）

第14条 第11条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年1月 日

田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後63番地

（甲） 福島県  
福島県立小野高等学校長 佐々木 理夫

（乙） 住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

## 立木伐採仕様書

- 1 業務名称 小野高等学校隣地境界立木伐採業務委託
- 2 履行期限 令和6年2月26日まで
- 3 業務内容
- (1) 概要 小野高等学校敷地に隣接する民有地との境界付近の立木を伐採し、指定する箇所に伐採木を集積する。
- (2) 伐採場所 田村郡小野町大字小野新町字馬番60-1内における田村郡小野町字小野新町字美売20-1に境界を接する別図に示す箇所。  
(現場立木の一部に赤色テープを巻き範囲を表示している。)
- (3) 境界延長 延長約80m
- (4) 伐採面積 約0.1ha
- (5) 重機搬入 現場で使用する重機等は、畠である民有地(美売20-1)を通って搬入し、それにより畠に生じた跡は、伐採業務完了後に整地を行うことにより復旧すること。
- (6) 集積 伐採木については、伐採現場内の指定する場所に集積する。
- (7) 注意事項 伐採に当たっては、伐採木が民有地側に倒れない方法をとること。  
なお、伐採範囲は民地所有者の立会のもと赤色荷造りテープをにより表示しているが、伐採に支障がある樹木については、伐採範囲外でも伐採してかまわない。
- 4 その他 業務の遂行に当たっては安全管理を徹底すること。  
上記以外に不明な事項がある場合には、その都度、学校に協議すること。